

解説

PwC あらた有限責任監査法人 公認会計士 宮治 哲司

IFRSをめぐる動向 第149回 IFRS 第9号「金融商品」の分類及び測定に関する適用後レビュー

(56頁)

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会 (IASB) の月次会議における討議内容に基づき、IFRS をめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。IASB は、IFRS 第9号「金融商品」(以下「IFRS 第9号」といいます)における分類及び測定の要求事項に関する適用後レビュー(以下「PIR^①」といいます)について、2019年9月に公表された情報要請「IFRS 第9号の適用後レビュー — 分類及び測定」(以下「情報要請」といいます)に寄せられたフィードバックに対応し、2022年3月より開始された再審議の結論として、2022年12月にフィードバック・ステートメントを公表しました。本稿では、フィードバック・ステートメントの概要及びフィードバック・ステートメントで取り上げられた事項のうち、主な内容に対する検討の状況を紹介します。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りします。

2. 背景

IASB は、IFRS 基準の開発に係るデュー・プロセスの一環として、新基準又は既存の基準の大規模な修正について少なくとも2年間適用された後に PIR を行うこととしています。PIR は、次の2つのフェーズに分けて行われます。

フェーズ1:IASB が検討すべき事項の初期的な識別及び評価を行い、情報要請により利害関係者の意見を求める。

フェーズ2:IASB は情報要請に寄せられたコメントを検討し、発見事項及び今後の手順を要約したフィードバック・ステートメントを公表する。

なお、情報要請で設けられた質問項目についての説明は、本連載の第139回(No.3540)の8. IFRS 第9号「金融商品」の適用後レビュー(分類及び測定)をご覧ください。

3. フィードバック・ステートメントの概要

IASB は、フィードバック・ステートメントにおいて、IFRS 第9号における分類及び測定の要求事項はIASB の意図どおりに機能し、財務諸表利用者には有用な情報を提供していると評価しています。

しかし、IASB は、情報要請に対して寄せられたフィードバックに対応し、財務諸表利用者に提供される情報をさらに向上させるために対応すべきテーマを、「できるだけ早く対応する事項」と「リサーチ・パイプライン^②の対象とする事項」とに分けて(図表1)のように設定しました。

(図表1)IASB がフィードバック・ステートメントで対応すべきテーマとして設定した事項

| できるだけ早く対応する事項 | リサーチ・パイプラインの対象とする事項 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●IFRS 基準の修正を行う事項 <ul style="list-style-type: none"> ・基準設定プロジェクトとして、ESG^③ に連動する要素を有する金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価の適用上の明確化 ・金融資産又は金融負債の決済として用いられる電子送金の取扱い ●必ずしも高い優先順位ではないものの基準開発を要するその他の事項 <ul style="list-style-type: none"> ・契約上リンクしている金融商品への契約上のキャッシュ・フローの特性の評価の適用上の明確化 ・企業がその他の包括利益(以下「OCI」といいます)に表示した資本性金融商品に係る公正価値変動の開示の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ●償却原価で測定する金融商品への実効金利法の適用及び金融商品の条件変更に関する要求事項を効果的に明確化できるかどうか |

以下では、できるだけ早く対応する事項に関するIASBの暫定決定のうち、主なものを紹介します。

4. できるだけ早く対応する事項に関するIASBの暫定決定

(1) ESG に連動する要素を有する金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価の適用上の明確化

ESG に連動する要素を有する金融資産とは、資金の借手が例えば二酸化炭素排出量の削減といった、ESG 目標を達成したかどうかにより金利が調整される金融資産をいいます。情報要請に対するフィードバックでは、このような商品は、IFRS 第9号の適用上、金融資産を償却原価で測定するための要件である、金融資産の契約条件により元本並びに元本残高に対する貨幣の時間価値及び信用リスクの対価(流動性リスクへのプレミアムなどを含む場合があります。)である利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じること(以下「SPPI」といいます)を満たさないために公正価値で測定される可能性があることへの懸念が、多くの関係者から示されました。

IASB は、寄せられたフィードバックに対応し、IFRS 第9号を修正することで次の事項を明確化することを暫定決定しています。

1. 金融資産の契約上のキャッシュ・フローが「SPPI」であるためには、基本的な融資の取決め^④は、たとえ企業が事業を行う特定の市場で一般的な契約条件であるとしても、借手との関連のないリスク又は要因から生じるキャッシュ・フローの変動性を生じさせない。
2. 以下のすべてに該当する場合には、契約上のキャッシュ・フローの時期と金額を変更する契約条件を含む金融資産は、基本的な融資の取決めと整合的である。
 - ・偶発的事象から生じる可能性のある契約上のキャッシュ・フローは、偶発的事象の発生確率に関係なくすべての状況において「SPPI」である。
 - ・偶発的事象は、借手に固有である。
 - ・契約上のキャッシュ・フローの時期と金額の変動性は決定可能で、契約で特定されている。
 - ・偶発的事象から生じる契約上のキャッシュ・フローは、借手への投資(借手の利益が一定水準を超えた場合に利率が上昇するような実質的に収益性の分配となるもの)や、基礎となる資産のパフォーマンスへのエクスポージャーを表さない。

また、関連する開示を改善するために IFRS 第7号「金融商品：開示」(以下「IFRS 第7号」といいます)を修正することを暫定決定しています。

(2) 金融資産又は金融負債の決済として用いられる電子送金

企業が金融資産又は金融負債の決済のために電子送金システムを利用する場合、システムによっては送金指示日と決済日が期末日を跨ぐ可能性があります。これについて、金融資産の決済として電子送金で受け取る現金の認識時期及び売掛金などの金融資産の認識の中止の時期の明確化を求める要望が IFRS 解釈指針委員会に寄せられていましたが、アジェンダ決定案に対して寄せられたコメントで示された金融負債の認識の中止に関する実務上の影響に対する懸念に鑑み、IASB は PIR の一環として検討を行いました。その結果、IFRS 第9号の金融負債の認識の中止に関する要求事項を次のように修正することを暫定決定しています。

1. 次の場合に、企業は決済日の前に金融負債の認識の中止を行うことを会計方針として選択できる。
 - ・企業が電子送金指示の撤回、中止又は取消しを行う能力を有していない。
 - ・電子送金指示の結果として企業が現金にアクセスする実際上の能力を喪失している。
 - ・電子送金指示に関連した決済リスクが僅少である。
2. 上記の会計方針の選択の範囲を、電子送金指示に限定する。

(3) 契約上リンクしている金融商品への契約上のキャッシュ・フローの特性の評価の適用上の明確化

情報要請に対するフィードバックでは、契約上リンクしている金融商品について、契約上のキャッシュ・フローの特性を評価するにあたり適用上の困難性があるとの指摘が多く関係者から示されました。IASB はこれに対応し、契約上リンクしている金融商品が有する特徴を明確化するために IFRS 第9号を次のように修正することを暫定決定しています。

1. 契約上リンクしている金融商品の構造に特有の特性は次のようなものである旨を明確化する。
 - ・複数の契約上リンクされた金融商品の使用
 - ・ノンリコース要素の存在
 - ・ウォーターフォールの支払構造を通じた支払の優先順位付け
 - ・キャッシュ・フロー不足の場合に契約上の権利を不均衡に減少させる信用リスクの集中
2. IFRS 第9号 B4.1.23 項の「原資産プールは、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを有する1つ又は複数の金融商品を含んでいなければならない。」で言及している金融商品には、リース債権など、IFRS 第9号の範囲にすべては含まれていない金融商品が含まれることを明確化する。

(4) 企業が OCI に表示した資本性金融商品に係る公正価値変動の開示の改善

情報要請では、資本性金融商品に対する投資の公正価値の事後の変動を OCI に表示するという取消不能の選択肢(以下「OCI オプション」といいます)は有用な情報を財務諸表利用者に提供する意図を達成しているかという質問が設けられ、回答には OCI から純損益へのリサイクリングに関する情報を含めることが求められていました。

これについて、IASB は、寄せられたフィードバックを検討した結果、OCI オプションの会計処理に関する要求事項を変更しないことを決定しました。しかし、IASB は、OCI オプションが適用された資本性金融商品に関する情報の有用性及び透明性の向上への要望に対応し、IFRS 第7号を修正して次の項目の開示を要求するようにすることを暫定決定しています。

- ・報告期間の末日時点における、OCI オプションを選択した資本性金融商品の公正価値の合計額
- ・報告期間中に OCI に認識された公正価値の変動

5. 今後の動向

IASB は、「金融商品の分類及び測定の修正」プロジェクトとして、「できるだけ早く対応する事項」すべてを含んだ IFRS 第9号及び IFRS 第7号の修正に関する公開草案を公表する予定です。これは、単一の公開草案として IASB の修正案を示すことにより、利害関係者が修正案に対し質の高いフィードバックを提供すること及び会計基準の変更を適用することができると IASB が考えているためです。IASB は、この公開草案を 2023 年3月に公表することを予定しており、コメント期間は 120 日とすることを暫定決定しています。

① Post-implementation Review の略称です。

② リサーチ・パイプラインとは、IASB が次の5年ごとのアジェンダ協議までに作業を開始することを見込んでいるプロジェクトのことをいいます。

③ 環境(E:Environment)、社会(S:Social)、ガバナンス(G:Governance)の英語の頭文字を合わせたものです。

④ 現行の IFRS 第9号では、「SPPI」である契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資の取決めと整合的であるとされています。